



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例……………(選挙管理委員会) ……11
- 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例……………(人 事 課) ……11
- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例…(“) ……12
- 一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………(“) ……12
- 大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…(市立病院総務課) ……32
- 大和高田市職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………(人 事 課) ……33
- 大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例……………(税 務 課) ……35
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………(保 険 医 療 課) ……39
- 大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(介 護 保 険 課) ……41
- 大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(“) ……52
- 大和高田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例……………(人 事 課) ……53
- J R 高田駅東側広場管理条例……………(都 市 計 画 課) ……55
- 大和高田市駅前広場管理条例の一部を改正する条例……………(“) ……57
- 大和高田市公園条例の一部を改正する条例……………(“) ……58
- 大和高田市総合公園施設条例の一部を改正する条例……………(“) ……58
- 大和高田市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の設備に関する条例……………(下 水 道 課) ……59
- 大和高田市学校給食費徴収条例……………(教 育 総 務 課) ……61

規則

- 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則……………(企 画 法 制 課) ……62

告示

- 大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示…(産 業 振 興 課) ……70
- 公示送達……………(介 護 保 険 課) ……73
- 公示送達……………(“) ……73
- 公示送達……………(収 納 対 策 室) ……74
- 公示送達……………(“) ……74
- 公示送達……………(“) ……74

○平成28年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)等の要領の公表	・(財政課)	・・・・75
○職権による消除	・(市民課)	・・・・83
○職権による消除	・(〃)	・・・・83
○公示送達	・(収納対策室)	・・・・84
○引取りのない自転車等の処分	・(生活安全課)	・・・・84
○公示送達	・(税務課)	・・・・84

公告

○平成28年度大和高田市公共施設(高圧)電力需給に関する条件付き一般競争入札公告	・(契約監理室)	・・・・85
○平成28年度防音型高圧洗浄機の購入に関する条件付き一般競争入札公告	・(〃)	・・・・88
○学校給食栄養管理システムリースに係る納入業者及び保守業者決定に関する条件付き一般競争入札公告	・(〃)	・・・・90
○奥田箱ダブ整備工事に関する条件付き一般競争入札公告	・(〃)	・・・・92
○松塚地内道肩改良工事に関する条件付き一般競争入札公告	・(〃)	・・・・95
○有井下池漏水防止盛土工事に関する条件付き一般競争入札公告	・(〃)	・・・・97
○市営住宅市場団地住宅除却工事に関する条件付き一般競争入札公告	・(〃)	・・・・100
○平成28年度大和高田市職員採用試験の実施	・(人事課)	・・・・102

教育委員会

○大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示	・(教育総務課)	・・・・105
○教育委員会12月定例委員会の招集	・(〃)	・・・・106

選挙管理委員会

○選挙管理委員会の招集	・(選挙管理委員会)	・・・・106
○選挙管理委員会委員の補欠の公表	・(〃)	・・・・106

農業委員会

○農業委員会1月定例委員会の招集	・(農業委員会)	・・・・107
------------------	----------	---------

公布された条例のあらまし

◇大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

公職選挙法施行令の一部改正により、国政選挙の公費負担の限度額が消費税増税を踏まえて引き上げられたことに鑑み、大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における公費負担の限度額の引上げを行うものです。

2 改正の内容

(1) 選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額を引き上げます。

・自動車借入れ(1日当たり)

15,300円 → 15,800円

・燃料費(1日当たり)

7,350円 → 7,560円

(2) 選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げます。

・選挙運動用ポスターの1枚当たりの印刷単価

510円48銭 → 525円6銭

・企画費

301,875円 → 310,500円

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に鑑み、議員の期末手当の額を改定するものです。

2 改正の内容

(1) 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正(第1条関係)

・議員の平成28年12月期の期末手当の支給割合について引上げ改定を行います。

○期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.475月	1.475月	0.00月
12月期	1.625月	<u>1.725月</u>	0.10月
計	3.10月	<u>3.20月</u>	0.10月

(2) 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正(第2条関係)

・議員の平成29年6月期以降の期末手当の支給割合について改定を行います。

○期末手当の支給割合の改定

	改正前	改正後	改定の内容
6月期	1.475月	<u>1.525月</u>	0.05月
12月期	1.725月	<u>1.675月</u>	▲0.05月
計	3.20月	3.20月	0.00月

3 施行期日

第1条の規定 公布の日

第2条の規定 平成29年4月1日

◇特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に鑑み、特別職の期末手当の支給割合を改定するものです。

2 改正の内容

(1) 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正(第1条関係)

- ・特別職の平成28年12月期の期末手当の支給割合について引上げ改定を行います。

○期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1. 5月	1. 5月	0. 00月
12月期	1. 65月	<u>1. 75月</u>	0. 1月
計	3. 15月	<u>3. 25月</u>	0. 1月

(2) 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正(第2条関係)

- ・特別職の平成29年6月期以降の期末手当の支給割合について改定を行います。

○期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1. 5月	<u>1. 55月</u>	0. 05月
12月期	1. 75月	<u>1. 7月</u>	▲0. 05月
計	3. 25月	3. 25月	0. 00月

3 施行期日

第1条の規定 公布の日

第2条の規定 平成29年4月1日

◇一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

事院勧告に基づく、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に鑑み、本市の一般職の職員の給与等を改定するものです。

2 改正の内容

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)

- ・全ての給料表について、給料表の引上げを行います。(別表第1から別表第3まで関係)
- ・平成28年12月期の勤勉手当の支給割合について0. 1月分引上げを行います。(第18条関係)

一般職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	1. 225月	1. 225月	0. 00月	支給済み
	勤勉手当	0. 80月	0. 80月	0. 00月	
12月期	期末手当	1. 375月	1. 375月	0. 00月	計0. 1月
	勤勉手当	0. 80月	0. 90月	0. 1月	
計		4. 2月	4. 3月	0. 1月	

再任用職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	0.65月	0.65月	0.00月	支給済み
	勤勉手当	0.375月	0.375月	0.00月	
12月期	期末手当	0.8月	0.8月	0.00月	計0.05月
	勤勉手当	0.375月	0.425月	0.05月	
計		2.2月	2.25月	0.05月	

(2) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)

- ・配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引き上げます。(第7条関係)

		現行	H29	H30	H31	H32以降
配偶者		13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
子		6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
職員に配偶者が ない場合の 扶養親族	子	11,000	10,000			
	父母等		9,000	6,500	6,500	6,500
父母等		6,500	6,500			

- ・平成29年6月期以降の勤勉手当の支給割合について、改定を行います。(第18条関係)

一般職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	1.225月	1.225月	0.00月	計0.05月
	勤勉手当	0.8月	0.85月	0.05月	
12月期	期末手当	1.375月	1.375月	0.00月	計▲0.05月
	勤勉手当	0.90月	0.85月	▲0.05月	
計		4.3月	4.3月	0.00月	

再任用職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	0.65月	0.65月	0.00月	0.00月
	勤勉手当	0.375月	0.4月	0.025月	
12月期	期末手当	0.8月	0.8月	0.00月	計▲0.025月
	勤勉手当	0.425月	0.4月	▲0.025月	
計		2.25月	2.25月	0.00月	

(3) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正(第3条関係)

- ・休暇の種類及び承認について介護時間についての規定を追加します。(第11条及び第17条関係)
- ・介護休暇を最大3回に分けて取得できるように改正します。(第15条関係)
- ・介護時間を取得できる期間、時間等についての規定を新設します。(第15条の2関係)

3 施行期日

公布の日

平成29年1月1日

平成29年4月1日

◇大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

救急医療等の充実を図ることを目的とし、市立病院に勤務する医師が勤務時間外において患者の診療及び処置等に従事したときに支給する手当を新設します。

2 改正の内容

(1) 第34条に次の1項を加えます。

・6 前各項に定めるもののほか、市立病院に勤務する医師が勤務時間外において患者の診察及び処置等に従事したときは、次に掲げる額を支給する。

① 外来患者の診察及び処置に従事した場合 患者1人につき2,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額

② 救急の要請に応じ、患者の診察及び処置に従事した場合 患者1人につき4,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額

③ 前2号の診察及び処置をした患者が入院に至った場合 患者1人につき10,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額

(2) その他所要の改正を行います。

3 施行期日

平成29年1月1日

◇大和高田市職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

雇用保険法の改正により失業等給付の給付内容等が変更されることに伴い、失業者の退職手当について所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部改正(第1条関係)

・雇用保険の適用範囲が拡大され、65歳以降に雇用された者についても雇用保険が適用されることに伴い、失業者の退職手当の適用範囲を拡大します。(第11条関係)

・求職活動に対する支援が拡充されたことに伴い、失業者の退職手当を算定する基準を改めます。(第11条関係)

(2) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(第2条関係)

・扶養親族の区分に関する規定を改めます。(第6条関係)

・失業者の退職手当の適用範囲及び算定基準を改めます。(第15条関係)

・介護休暇の分割取得及び介護時間についての規定を追加します。(第16条関係)

3 施行期日

平成29年1月1日

平成29年4月1日

◇大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する等の法律等の公布に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 大和高田市税賦課徴収条例の一部改正(第1条関係)

・最高裁敗訴判決(平成26年12月12日)を踏まえた国税の延滞税等の見直しに伴う地方税法の改正により、延滞金の計算期間においても同様の見直しを行うものです。

① 個人市民税及び法人市民税において、申告書を提出した後に減額更正され、その後更に増額更正又は修正申告書の提出があった場合、その増額部分に係る延滞金の計算期間から一定の期間を控除します。(第9条、第35条、第40条及び第41条関係)

② 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例を新設します。

・日本と台湾で国内法上の課税の取扱いが異なる組織体を通じて、日本国居住者が支払を受ける利子所得及び配当所得について、利子割及び配当割に係る特別徴収の特例及び所得割による課税の特例を定めます。(第18条の11の2関係)

ア 日台租税取決め上、免税とされる組織体に対する利子等や配当等の支払については、金融機関等の源泉徴収(特別徴収)義務を解除します。

イ 当該免税とされる組織体を通じて利子等及び配当等を得たために特別徴収できなかった個人住民税について、当該日本国居住者である構成員に、市町村に対して申告する義務を課し、個人住民税所得割を課税します。(取戻し規定)

ウ この場合の個人住民税所得割は、利子所得については申告分離課税、配当所得については総合課税と申告分離課税の選択制とします。

(2) 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正(第2条関係)

・株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度について、上場株式等に係る譲渡所得等と一般株式等に係る譲渡所得等を別々の申告分離課税制度に改組したことに伴い、課税標準の計算を定める規定を削除します。(平成25年条例第26号に附則第18条の7を削除する改正を追加します。)

(3) 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正(第3条関係)

・第1条の大和高田市税賦課徴収条例の一部改正に伴い、第9条第3項の申告書について所要の規定の整備を行います。

3 施行期日

平成29年1月1日

平成29年4月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額の限度額の引上げを行うとともに、外国人等国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、分離課税される特例適用利子等又は特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるため、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 課税限度額の引上げを行います。

・国民健康保険税の基礎課税額の限度額を「52万円」から「54万円」に引き上げます。(第2条第2項及び第21条関係)

・後期高齢者支援金等課税額の限度額を「17万円」から「19万円」に引き上げます。(第2条第3項及び第21条関係)

(2) 特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び減額の算定に加えて用いることとします。(附則第13項及び附則第14項関係)

(3) その他所要の改正を行います。

3 施行期日

平成29年1月1日

平成29年4月1日

◇大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 地域密着型通所介護の規定を新たに追加します。(第59条の2から第59条の38関係)
- (2) その他所要の改正を行います。

3 施行期日

平成29年4月1日

◇大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 従業者の員数等の規定に指定地域密着型通所介護事業所を新たに追加します。(第44条関係)
- (2) その他所要の改正を行います。

3 施行期日

平成29年4月1日

◇大和高田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

1 理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律において農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数について、条例で定めることとされたため、新たに条例を制定するものです。

2 内容

- (1) 農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、大和高田市農業委員会の委員及び大和高田市農地利用最適化推進委員の定数を次のとおり定めます。
農業委員の定数 13人
農地利用最適化推進委員の定数 4人
- (2) 附則において、大和高田市農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止します。
- (3) 附則において、大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に農地利用最適化推進委員の報酬額を追加します。
- (4) その他所要の整備を行います。

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市駅前広場管理条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

新たにJR高田駅東側広場を管理する条例を制定するに当たり、既存の大和高田市駅前広場管理条例を近鉄大和高田駅前広場の管理に特化した条例とするため、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 題名を改めます。(題名関係)
- (2) 設置目的に係る規定を改めます。(第1条関係)
- (3) 駅前広場での禁止行為に係る規定を改めます。(第3条関係)
- (4) 駅前広場の使用の許可に係る規定を改めます。(第4条関係)
- (5) 道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業のために使用する場合以外の目的で使用する場合の使用料を規定します。(第6条及び別表関係)
- (6) 過料に係る規定を新設します。(第13条関係)
- (7) その他所要の改正を行います。

3 施行期日

平成29年4月1日

◇JR高田駅東側広場管理条例

1 理由

JR高田駅を利用する住民の安全で円滑な交通を確保するとともに、同駅周辺におけるにぎわいと交流を創出することを目的として、新たに条例を制定するものです。

2 内容

JR高田駅東側広場の設置について必要な事項を定めます。

3 施行期日

平成29年4月1日

◇大和高田市公園条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

本市が設置及び管理する都市公園において、許可なくたき火その他火気を使用することを禁止するため、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

本市が設置及び管理する都市公園において禁止する行為として、たき火その他火気を使用することを加えます。(第5条関係)

3 施行期日

平成29年3月1日

◇大和高田市総合公園施設条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

市民サービス向上のため総合公園施設の開館日を拡大するとともに、同施設に設置のテニスコートについて砂入り人工芝コートとクレイコートの使用料を区別する等、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 総合公園施設の休館日を改めます。(第4条関係)
 - ・年末年始の休館日

(旧) 12月27日から翌年1月5日まで
→ (新) 12月27日から翌年1月3日まで

・毎月第4火曜日

毎月第4火曜日を休館日とする規定を削除します。

(2) 砂入り人工芝コートの使用料を新設します。(別表関係)

1時間につき440円

(3) その他所要の改正を行います。

3 施行期日

平成29年1月1日

平成29年4月1日

◇大和高田市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例

1 改正の理由

平成27年1月27日付けで、総務大臣から「公営企業会計の適用推進について」が通知され、人口3万人以上の団体については、下水道事業を平成32年4月までに公営企業会計への移行することとされたため、下水道事業を地方公営企業とするために、関係する条例を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 大和高田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正

・大和高田市下水道事業の設置等に関するものを加え、公営企業法の適用を行います。(第1条関係)

(2) 大和高田市行政組織条例の一部改正

・市長の権限に属する事務を分掌させるための組織から上下水道部を削ります。(第12条関係)

(3) 大和高田市特別会計条例の一部改正

・大和高田市下水道事業特別会計を削ります。(第6条関係)

(4) 大和高田市職員定数条例の一部改正

・市長の事務部局に職員を減員し、公営企業の職員を増員する。(第4条関係)

(5) その他

・「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に、「水道事業」を「上下水道事業」に、「市長」を「上下水道事業管理者」に、「水道企業」を「公営企業」に等の改正をします。

3 施行期日

平成29年4月1日

◇大和高田市学校給食費徴収条例

1 理由

中学校給食の開始並びに小学校及び幼稚園給食に係る給食費の公費化に際し、当該給食費の徴収に関する必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

2 内容

学校給食及びこれに準じて実施する幼稚園給食に係る給食費の徴収について必要な事項を定めます。

3 施行期日

平成29年4月1日

平成29年6月1日

条 例**条例第35号**

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成5年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号ロ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

(大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第36号

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の147.5」を「100分の152.5」に、「100分の172.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

条例第37号

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

条例第38号

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	

45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
94		294,000	341,800				
95		294,400	342,300				

	96		294,800	342,700				
	97		295,000	342,800				
	98		295,300	343,300				
	99		295,700	343,700				
	100		296,100	344,000				
	101		296,300	344,300				
	102		296,600	344,700				
	103		297,000	345,100				
	104		297,300	345,500				
	105		297,500	346,000				
	106		297,800	346,400				
	107		298,200	346,800				
	108		298,500	347,200				
	109		298,700	347,700				
	110		299,100	348,100				
	111		299,500	348,400				
	112		299,800	348,700				
	113		299,900	349,200				
	114		300,200					
	115		300,500					
	116		300,900					
	117		301,100					
	118		301,300					
	119		301,600					
	120		301,900					
	121		302,300					
	122		302,500					
	123		302,800					
	124		303,100					
	125		303,400					
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条の3に規定する職員を除く。

別表第2(第3条関係)

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	155,200	199,500	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	347,900	431,800

		11	172,800	217,000	350,100	433,700	
		12	174,800	218,900	352,200	435,500	
		13	176,800	220,600	354,300	437,200	
		14	179,000	222,600	356,300	439,100	
		15	181,200	224,600	358,300	440,900	
		16	183,400	226,600	360,300	442,800	
		17	185,700	228,500	362,100	444,500	
		18	188,300	231,200	364,000	446,300	
		19	190,800	233,900	366,000	448,100	
		20	193,300	236,600	368,000	449,900	
		21	195,800	239,200	369,700	451,500	
		22	197,500	242,000	371,600	453,200	
		23	199,200	244,600	373,500	455,100	
		24	200,900	247,300	375,400	456,800	
		25	202,400	249,800	376,800	458,500	
		26	204,100	252,300	378,600	460,100	
		27	205,800	254,800	380,400	461,700	
		28	207,400	257,100	382,300	463,200	
		29	208,900	259,800	384,200	464,700	
		30	210,600	262,200	386,100	466,000	
		31	212,300	264,400	388,000	467,300	
		32	214,000	266,600	390,000	468,600	
		33	215,600	268,800	391,700	469,800	
		34	217,400	271,000	393,400	470,500	
		35	219,200	273,200	395,000	471,200	
		36	221,000	275,200	396,800	471,900	
		37	222,600	277,500	398,000	472,500	
		38	224,400	279,500	399,500		
		39	226,200	281,400	400,900		
		40	228,000	283,400	402,300		
		41	229,700	285,200	404,000		
		42	231,400	287,600	405,400		
		43	233,000	289,900	406,700		
		44	234,600	292,400	408,200		
		45	236,200	294,500	409,800		
		46	237,600	297,000	411,100		
		47	238,900	299,300	412,600		
		48	240,100	302,000	414,200		
		49	241,600	304,400	415,900		
		50	243,100	306,800	417,300		
		51	244,300	309,300	418,900		
		52	245,800	311,600	420,400		
		53	247,000	313,900	422,100		
		54	248,200	316,100	423,600		
		55	249,600	318,200	425,200		
		56	250,700	320,400	426,800		
		57	252,000	322,600	428,300		
		58	253,100	324,700	429,800		
		59	254,200	326,900	431,000		
		60	255,400	328,900	432,200		
		61	256,700	331,000	433,400		

		62	258,000	333,100	434,700	
		63	259,400	335,300	436,000	
		64	260,600	337,500	437,200	
		65	261,900	339,400	438,400	
		66	263,400	341,600	439,600	
		67	264,900	343,700	440,800	
		68	266,600	345,900	442,000	
		69	268,100	347,800	443,200	
		70	269,500	349,700	444,400	
		71	270,900	351,800	445,600	
		72	272,300	353,800	446,800	
		73	273,400	355,500	447,900	
		74	274,800	357,400	448,500	
		75	276,200	359,200	449,000	
		76	277,400	361,100	449,500	
		77	278,800	363,000	450,000	
		78	280,000	364,700		
		79	281,200	366,400		
		80	282,400	368,000		
		81	283,500	369,500		
		82	284,700	371,000		
		83	285,900	372,500		
		84	287,100	373,900		
		85	288,300	375,000		
		86	289,400	376,400		
		87	290,500	377,800		
		88	291,700	379,100		
		89	292,900	380,400		
		90	294,000	381,700		
		91	295,200	382,900		
		92	296,400	384,200		
		93	297,100	385,500		
		94	298,100	386,600		
		95	299,200	387,900		
		96	300,400	389,100		
		97	301,400	390,500		
		98	302,500	391,500		
		99	303,500	392,600		
		100	304,600	393,600		
		101	305,500	394,500		
		102	306,600	395,500		
		103	307,700	396,600		
		104	308,700	397,700		
		105	309,300	398,400		
		106	310,200	399,300		
		107	311,000	400,200		
		108	311,800	401,100		
		109	312,700	401,900		
		110	313,100	402,800		
		111	313,500	403,600		
		112	314,000	404,400		

	113	314,600	405,000		
	114	315,000	405,700		
	115	315,500	406,400		
	116	316,000	407,100		
	117	316,600	407,700		
	118	317,100	408,200		
	119	317,500	408,600		
	120	318,000	409,000		
	121	318,500	409,400		
	122	318,900	409,700		
	123	319,400	410,000		
	124	319,900	410,200		
	125	320,500	410,400		
	126	320,800	410,700		
	127	321,100	411,000		
	128	321,400	411,200		
	129	321,600	411,400		
	130	321,900	411,700		
	131	322,200	412,000		
	132	322,500	412,200		
	133	322,700	412,400		
	134	322,900	412,700		
	135	323,100	413,000		
	136	323,400	413,200		
	137	323,700	413,400		
	138	323,900	413,700		
	139	324,200	414,000		
	140	324,500	414,200		
	141	324,700	414,400		
	142	324,900	414,700		
	143	325,200	415,000		
	144	325,400	415,200		
	145	325,700	415,400		
	146	325,900			
	147	326,200			
	148	326,500			
	149	326,700			
	150	326,900			
	151	327,200			
	152	327,500			
	153	327,700			
再任用職員		233,200	273,500	330,300	414,400

備考(1) この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円

再任用職員 以外の職員	1	155,200	171,100	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	368,800	
	39	225,400	254,800	370,300	
	40	227,100	257,100	371,900	
	41	228,700	259,800	373,100	
	42	230,400	262,200	374,500	
	43	232,000	264,400	375,900	
	44	233,600	266,600	377,400	
	45	235,300	268,800	378,900	
	46	236,800	271,000	380,500	
	47	238,200	273,200	382,100	
	48	239,600	275,200	383,600	
	49	241,000	277,500	385,000	
	50	242,400	279,500	386,500	
	51	243,900	281,400	388,000	

		52	245,100	283,400	389,400	
		53	246,200	285,200	390,600	
		54	247,600	287,600	391,900	
		55	248,800	289,900	393,000	
		56	250,000	292,400	394,100	
		57	251,200	294,500	395,500	
		58	252,400	297,000	396,700	
		59	253,500	299,300	397,900	
		60	254,700	302,000	399,200	
		61	256,100	304,400	400,400	
		62	257,300	306,800	401,400	
		63	258,500	309,300	402,800	
		64	259,400	311,600	404,100	
		65	260,400	313,900	405,300	
		66	261,800	316,100	406,400	
		67	263,200	318,200	407,600	
		68	264,700	320,400	408,700	
		69	266,300	322,600	409,700	
		70	267,800	324,700	410,900	
		71	269,300	326,900	412,100	
		72	270,700	328,900	413,300	
		73	271,800	331,000	413,900	
		74	273,000	333,100	414,700	
		75	274,300	335,300	415,400	
		76	275,500	337,500	415,900	
		77	276,900	339,300	416,200	
		78	278,000	341,200	416,600	
		79	279,200	343,100	417,000	
		80	280,400	344,900	417,400	
		81	281,600	346,700	417,700	
		82	282,500	348,500	418,100	
		83	283,700	350,100	418,500	
		84	284,900	351,900	418,800	
		85	285,900	353,200	419,100	
		86	286,800	354,800	419,500	
		87	287,700	356,300	419,900	
		88	288,700	357,800	420,200	
		89	289,800	359,200	420,500	
		90	290,700	360,500	420,800	
		91	291,600	361,900	421,100	
		92	292,500	363,300	421,300	
		93	292,900	364,800	421,500	
		94	293,600	366,100		
		95	294,300	367,400		
		96	295,100	368,600		
		97	295,900	369,600		
		98	296,700	370,600		
		99	297,500	371,600		
		100	298,200	372,600		
		101	299,100	373,500		
		102	299,600	374,500		

		103	300,100	375,500		
		104	300,600	376,500		
		105	300,800	377,300		
		106	301,200	378,200		
		107	301,500	379,100		
		108	301,700	380,100		
		109	301,900	380,900		
		110	302,100	381,900		
		111	302,400	382,900		
		112	302,700	383,900		
		113	302,900	384,500		
		114	303,100	385,400		
		115	303,300	386,300		
		116	303,600	387,200		
		117	303,900	388,000		
		118	304,200	388,700		
		119	304,500	389,500		
		120	304,800	390,300		
		121	304,900	390,900		
		122	305,100	391,700		
		123	305,400	392,400		
		124	305,700	393,100		
		125	305,900	393,700		
		126		394,400		
		127		394,900		
		128		395,500		
		129		396,200		
		130		396,800		
		131		397,300		
		132		397,800		
		133		398,100		
		134		398,400		
		135		398,700		
		136		399,000		
		137		399,300		
		138		399,600		
		139		399,900		
		140		400,200		
		141		400,500		
		142		400,800		
		143		401,100		
		144		401,400		
		145		401,600		
		146		401,900		
		147		402,200		
		148		402,400		
		149		402,600		
		150		402,900		
		151		403,200		
		152		403,400		
		153		403,600		

	154		403,900		
	155		404,200		
	156		404,400		
	157		404,600		
再任用職員		224,400	270,300	323,600	404,400

備考(1) この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭、講師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600	565,700
	2	247,700	333,500	398,400	472,900	568,800
	3	250,200	336,400	401,300	475,100	571,900
	4	252,700	339,400	404,100	477,400	575,000
	5	255,000	342,100	406,800	479,700	577,900
	6	258,800	345,400	409,500	481,900	580,300
	7	262,600	348,500	412,300	484,100	582,700
	8	266,400	351,600	415,000	486,300	585,100
	9	270,000	354,500	417,500	488,300	587,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400	588,800
	11	278,000	360,500	422,900	492,500	590,300
	12	282,000	363,700	425,600	494,600	591,800
	13	285,800	366,700	428,000	496,700	593,300
	14	289,800	370,300	430,500	498,800	594,400
	15	293,700	373,500	432,900	500,900	595,500
	16	297,600	377,200	435,400	503,000	596,400
	17	301,400	380,800	437,600	505,100	597,600
	18	305,000	383,500	440,000	507,100	598,600
	19	308,500	386,300	442,400	509,100	599,600
	20	312,100	389,000	444,800	511,100	600,600
	21	315,700	391,900	446,600	512,900	601,600
	22	319,400	394,500	449,000	514,700	
	23	322,900	397,100	451,400	516,600	
	24	326,400	399,500	453,700	518,500	
	25	329,900	401,800	455,800	520,200	
	26	332,700	404,100	458,100	522,000	
	27	335,300	406,400	460,300	523,800	
	28	337,900	408,700	462,600	525,600	
	29	340,700	411,000	464,800	527,400	
	30	342,800	413,100	467,100	529,200	
	31	345,000	415,100	469,400	531,000	
	32	347,400	417,200	471,600	532,800	
	33	349,700	419,300	473,600	534,400	
34	352,100	421,200	475,700	536,200		

35	354,300	423,200	477,800	537,900
36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300
38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	
78		476,000	530,700	
79		476,600	531,600	
80		477,100	532,500	
81		477,700	533,300	
82		478,200	534,200	

	83		478,700	535,100		
	84		479,200	536,000		
	85		479,600	536,800		
	86		480,200	537,700		
	87		480,600	538,600		
	88		481,100	539,500		
	89		481,600	540,300		
	90		482,200			
	91		482,800			
	92		483,200			
	93		483,700			
	94		484,300			
	95		484,900			
	96		485,500			
	97		486,000			
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200	565,100

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で市長が規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100	

28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000
37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100		
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800		
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400		
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800		
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300		
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800		
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300		
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900		
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400		
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000		
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600		
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100		
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600		

79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100			
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600			
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900			
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400			
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800			
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200			
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600			
86		288,700	324,600	345,500				
87		288,900	324,800	345,800				
88		289,100	325,200	346,100				
89		289,500	325,600	346,500				
90		289,700	326,000	346,800				
91		289,900	326,400	347,200				
92		290,100	326,800	347,500				
93		290,500	327,100	347,900				
94		290,700	327,300	348,200				
95		290,900	327,700	348,500				
96		291,200	328,000	348,800				
97		291,600	328,200	349,100				
98		291,900	328,500	349,500				
99		292,100	328,800	349,900				
100		292,400	329,100	350,300				
101		292,700	329,300	350,800				
102		292,900	329,600	351,200				
103		293,100	330,000	351,600				
104		293,400	330,200	352,000				
105		293,700	330,300	352,500				
106			330,600					
107			331,000					
108			331,200					
109			331,400					
110			331,800					
111			332,200					
112			332,600					
113			332,800					
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400

7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600
8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700
9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300
10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300
11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200
12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200
13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200
14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300
15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400
16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400
17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400
18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400
19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500
20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600
21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300
22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400
23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500
24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500
25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100
27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400

58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400	
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800	
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100	
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400	
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900	
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400	
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800	
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100	
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500	
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000	
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400	
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800	
94	280,900	314,200	347,600	365,600		
95	281,800	314,900	348,300	366,000		
96	282,800	315,500	348,900	366,300		
97	283,600	316,200	349,300	366,900		
98	284,400	316,500	349,700	367,400		
99	285,000	317,100	350,200	367,900		
100	285,900	317,800	350,600	368,400		
101	286,700	318,200	351,100	369,000		
102	287,500	318,800	351,500	369,500		
103	288,300	319,400	352,000	370,000		
104	289,100	320,000	352,400	370,400		
105	289,800	320,400	352,700	371,000		
106	290,300	320,900	353,200	371,500		
107	290,800	321,400	353,600	372,000		
108	291,300	321,900	353,900	372,500		

	109	291,500	322,300	354,400	373,100		
	110	291,800	322,700	354,900	373,500		
	111	292,000	323,000	355,400	374,000		
	112	292,400	323,300	355,900	374,500		
	113	292,700	323,700	356,400	375,100		
	114	292,900	324,100	356,900			
	115	293,300	324,500	357,400			
	116	293,600	324,800	357,800			
	117	293,900	325,000	358,200			
	118	294,200	325,300	358,600			
	119	294,500	325,700	359,100			
	120	294,900	325,900	359,600			
	121	295,200	326,100	360,000			
	122	295,600	326,400	360,500			
	123	295,900	326,700	361,000			
	124	296,300	327,000	361,500			
	125	296,500	327,200	361,800			
	126	296,700	327,500				
	127	297,000	327,900				
	128	297,400	328,100				
	129	297,600	328,200				
	130	297,900	328,500				
	131	298,300	328,900				
	132	298,700	329,100				
	133	298,900	329,400				
	134	299,200	329,800				
	135	299,600	330,200				
	136	299,900	330,600				
	137	300,100	330,900				
	138	300,400	331,300				
	139	300,800	331,700				
	140	301,100	332,100				
	141	301,300	332,400				
	142	301,700	332,800				
	143	302,100	333,100				
	144	302,400	333,500				
	145	302,500	333,800				
	146	302,800	334,200				
	147	303,100	334,600				
	148	303,500	335,000				
	149	303,700	335,300				
	150	303,900	335,700				
	151	304,200	336,100				
	152	304,500	336,500				
	153	304,900	336,800				
	154	305,100					
	155	305,300					
	156	305,600					
	157	305,900					
	158	306,200					
	159	306,500					

	160	306,800					
	161	307,200					
	162	307,500					
	163	307,800					
	164	308,100					
	165	308,500					
	166	308,800					
	167	309,100					
	168	309,400					
	169	309,800					
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第7条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第7条第4項中「扶養親族である子」を「扶養親族たる子」に改める。

第7条の2第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその」に、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じる場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でな

かった者が特定期間にある子となった場合

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の37.5、12月に支給する場合には100分の42.5」を「100分の40」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。)」を、「介護をするため、」の次に「任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、一般職の職員の給与に関する条例第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第13条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条の見出し及び同条第1項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から、第3条の規定は平成29年1月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「第1条改正後給与条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第7号。以下この項において「平成18年改正条例」という。)附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給与及び一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第30号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、第1条改正後給与条例の規定による給与(平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給与及び平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例)

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例(以下この項において「第2条改正後給与条例」という。)第7条第3項の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶

養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、第2条改正後給与条例第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前
 (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となっ
 (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った
 条第2項第3号若しくは第5号)に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最
 した場合(前号に該当する場合を除く。)
 場合(第1号に該当する場合を除く。)
 初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改正及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(経過措置)

- 5 第3条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、平成29年1月1日において当該介護休暇の初日(以下この項において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第3条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、市長が規則で定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく平成29年1月1日以後の日(初日から起算して6月を経過するまでの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

条例第39号

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第34条に次の1項を加える。

6 前各項に定めるもののほか、市立病院に勤務する医師が勤務時間外において患者の診察及び処置等に従事したときは、次に掲げる額を支給する。

(1) 外来患者の診察及び処置に従事した場合 患者1人につき2,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額

(2) 救急の要請に応じ、患者の診察及び処置に従事した場合 患者1人につき4,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額

(3) 前2号の診察及び処置をした患者が入院に至った場合 患者1人につき10,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に始まる勤務に係る特殊勤務手当について適用し、施行日前に始まった勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

条例第40号

大和高田市職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 大和高田市職員の退職手当に関する条例(昭和33年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第11条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第15条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第8項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

第16条第2項中「又は介護休暇(当該職員が)」を「、介護休暇(当該職員が要介護者(」に改め、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。)」を、「介護するため、」の次に「管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を、「休暇をいう。)」の次に「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条中企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第2項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 退職職員(退職した大和高田市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。)であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第1条の規定による改正後の大和高田市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第11条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における大和高田市職員の退職手当に関する条例第8条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、0))」とする。

3 新条例第11条第11項(第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項第6号に規定する行為(当該行為に関し、この条例による改正前の大和高田市職員の退職手当に関する条例(以下この項及び第5項において「旧条例」という。)第11条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年以内に旧条例第11条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第11条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。)について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第11条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、

退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する新条例第11条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 5 施行日前に旧条例第11条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第11条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する新条例第11条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

条例第41号

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(大和高田市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 大和高田市税賦課徴収条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「又は」を「、又は」に改め、同条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第40条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)」を削り、同条第3号中「第40条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第40条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第40条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに限る税額 当該提出した日又はその翌日から1月を経過する日

第35条の見出し中「賦課後」を「賦課額」に改め、同条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるもの)に限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるもの)に限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第32条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌

日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第40条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第41条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし、」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附則第18条の11の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条の11の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第17条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の11の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

（2） 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の11の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の11の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の11の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

（3） 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の11の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

（4） 附則第5条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の11の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の11の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第17条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5

項第1号の規定により読み替えられた第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第27条第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第28条第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の11の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の11の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の11の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の11の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の11の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の11の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の11の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の12第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に改め、同項第3号中「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同条第3項中「第17条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第18条の12第3項」を「附則第18条の12第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第18条の12第3項」を「附則第18条の12第3項後段」に改め、「、第24条の2第1項中「第17条第4項」とあるのは「附則第18条の12第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第18条の12第3項」を「附則第18条の12第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第18条の12第3項」を「附則第18条の12第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第18条の12第3項」を「附則第18条の12第3項前段」に改める。

(大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成25年条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第18条の8から第18条の11までの改正規定を次のように改める。

附則第18条の7から第18条の11までを次のように改める。

第18条の7から第18条の11まで 削除

附則第1条第2号中「第18条の8」を「第18条の7」に改める。

(大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成27年条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項中「、新条例」を「、大和高田市税賦課徴収条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第9条第3号の項中「第40条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第35条第4項の規定は、前条本文に掲げる規定の施行の日以後に新条例第35条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例第40条第5項及び第41条第4項の規定は、前条本文に掲げる規定の施行の日以後に新条例第40条第3項又は第41条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

3 新条例附則第18条の11の2の規定は、前条本文に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

条例第42号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例(昭和32年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第21条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改める。

附則第8項の前の見出し並びに同項及び第9項並びに附則第10項の前の見出し並びに同項及び第11項を削り、附則中第12項を第8項とし、第13項を削り、第14項を第9項とし、同項の次に次の2項を加える。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附則中第15項を第12項とし、第16項を第13項とし、第17項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第8項の前の見出し並びに同項及び第9項並びに附則第10項の前の見出し並びに同項及び第11項を削り、附則中第12項を第8項とし、第13項を削り、第14項を第9項とし、同項の次に次の2項を加える改正規定及び附則中第15項を第12項とし、第16項を第13項とし、第17項を削る改正規定は、同年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の大和高田市国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。
- 3 改正後の大和高田市国民健康保険税条例第2条及び第21条の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第43号

大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第27号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第4節 運営に関する基準(第50条—第59条)

第4章 認知症対応型通所介護」を

「第4節 運営に関する基準(第50条—第59条)

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針(第59条の2)

第2節 人員に関する基準(第59条の3・第59条の4)

第3節 設備に関する基準(第59条の5)

第4節 運営に関する基準(第59条の6—第59条の20)

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第59条の21・第59条の22)

第2款 人員に関する基準(第59条の23・第59条の24)

第3款 設備に関する基準(第59条の25・第59条の26)

第4款 運営に関する基準(第59条の27—第59条の38)

第4章 認知症対応型通所介護」に改める。

第14条中「及び第67条」を「、第59条の6、第59条の28及び第59条の29」に改める。

第30条第2項及び第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数

で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号口に規定する第一号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

（1） 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

（2） 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

（1） 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

（2） 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者がこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進

会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。
 - (1) 地域密着型通所介護計画
 - (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

3 指定地域密着型通所介護事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しなければならない。

- (1) 地域密着型介護サービス費又は特例地域密着型介護サービス費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が別に定めるもの 指定地域密着型通所介護を提供した日から5年間
- (2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間
(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とある

のは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（心身の状況等の把握）

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

（指定居宅介護支援事業者等との連携）

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（指定療養通所介護の具体的取扱方針）

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。
(療養通所介護計画の作成)

第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ決めておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければ

らない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ緊急時対応医療機関を定めておかななければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかななければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事象事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかななければならない。

- (1) 療養通所介護計画
- (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
- (3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

3 指定療養通所介護事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 地域密着型介護サービス費又は特例地域密着型介護サービス費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が別に定めるもの 指定地域密着型通所介護を提供した日から5年間

(2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削る。

第63条第4項中「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った」を削る。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第72条を次のように改める。

第72条 削除

第73条第4号中「第75条において同じ。」を削る。

第74条から第78条までを次のように改める。

第74条から第78条まで 削除

第78条の2を削る。

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18第2項」に改め、同項第6号中「第78条第2項」を「次条において準用する第59条の17第2項」に改める。

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「読み替えるものとする」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする」に改める。

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第107条第2項第8号中「第78条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第108条中「第72条、第74条、第77条及び第78条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第

74条第3項を「第59条の13第3項」に、「認知症対応型通所介護」を「地域密着型通所介護」に、「第78条第1項」を「第59条の17第1項」に改める。

第127条第2項第7号中「第78条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第128条中「第72条、第77条、第78条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第78条第1項」を「第59条の17第1項」に、「認知症対応型通所介護」を「地域密着型通所介護」に改める。

第148条第2項第8号中「第78条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第149条中「第72条、第76条、第77条、第78条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第78条第1項」を「第59条の17第1項」に、「認知症対応型通所介護」を「地域密着型通所介護」に改める。

第151条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第176条第2項第7号中「第78条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第177条中「第72条、第76条及び第78条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第78条第1項」を「第59条の17第1項」に、「認知症対応型通所介護」を「地域密着型通所介護」に改める。

第189条中「第72条、第76条、第78条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第78条第1項」を「第59条の17第1項」に、「認知症対応型通所介護」を「地域密着型通所介護」に改める。

第201条第2項第10号中「第78条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第202条中「第72条、第74条、第77条、第78条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第78条第1項中「認知症対応型通所介護」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

条例第44号

大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年条例第

28号)の一部を次のように改正する。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に、「指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第86条中「第39条」の次に「(第5項を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

条例第45号

大和高田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例をここに公布する。
平成28年12月8日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、大和高田市農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)及び大和高田市農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、13人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、4人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和高田市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 大和高田市農業委員会の選挙による委員の定数条例(昭和32年条例第42号)は、廃止する。
(経過措置)

3 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第29条第2項の場合においては、本則の規定は適用せず、附則第2項の規定による廃止前の大和高田市農業委員会の選挙による委員の定数条例の規定は、なおその効力を有する。

(大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「教育委員会委員、監査委員代表監査委員、監査委員委員」を「教育委員会の委員及び監査委員」に、「選挙管理委員会委員長、選挙管理委員会委員、公平委員会委員長、公平委員会委員、農業委員会会長及び農業委員会委員」を「選挙管理委員会の委員(地方自治法第189条第3項の規定により臨時に選挙管理委員会の委員に充てられた補充員(以下この項において「選挙管理委員会補充員」という。))を除く。)及び公平委員会の委員」に改め、「法令遵守審査会」の次に「の委員」を加え、「及び個人情報保護審査会の委員」を「の委員、個人情報保護審査会の委員」に改める。

別表第1中

「

選挙管理委員会	委員長	月額	69,000円
	委員	月額	42,000円
	補充員	日額	15,000円

」を

「

選挙管理委員会 の委員	委員長	月額	69,000円
	委員	月額	42,000円
地方自治法第189条第3項の規定により臨時に選挙管理委員会の委員に充てられた補充員		日額	15,000円

」に、

「

監査委員	代表監査委員	月額	136,000円
	委員	月額	53,000円

」を

「

監査委員	識見を有する者のうちから選任された委員	月額	136,000円
	議会議員のうちから選任された委員	月額	53,000円

」に、

「

公平委員会

「

公平委員会の委員

」を

」に、

「

農業委員会	会長	月額	63,000円
	委員	月額	53,000円

」を

「

農業委員会の委員	会長	月額	50,400円
	委員	月額	42,400円

」に、

「

期日前投票所の投票立会人	日額	9,600円
--------------	----	--------

」を

「

期日前投票所の投票立会人	日額	9,600円
農地利用最適化推進委員	月額	42,400円

」に、

「

情報公開審査会及び個人情報保護審査会の委員	日額	15,000円
-----------------------	----	---------

」を

「

情報公開審査会の委員	日額	15,000円
個人情報保護審査会の委員	日額	15,000円

」に改める。

条例第46号

J R高田駅東側広場管理条例をここに公布する。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉田誠克

J R高田駅東側広場管理条例

(設置)

第1条 J R高田駅を利用する住民の安全で円滑な交通を確保するとともに、地域における交流を促進することを目的として、J R高田駅東側広場(以下「駅前広場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
J R高田駅東側広場	大和高田市幸町24番地

(行為の禁止)

第3条 何人も、駅前広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駅前広場の施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれのある行為
- (2) 騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てる行為
- (3) 点字ブロックを塞ぐ行為又は点字ブロックの両端から30センチメートル以内に障害物を設置する行為
- (4) 歩行者の通行を妨げる行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駅前広場の使用及び管理に支障のある行為又は支障を及ぼすおそれのある行為

(行為の制限)

第4条 駅前広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、大和高田市自転車駐車場条例(平成5年条例第18号)に規定する施設を除く。

- (1) 飲食物その他の物品を販売すること又はこれらに類する行為
- (2) 広告物、宣伝ビラ等を配布する行為
- (3) 広告物を掲出する行為
- (4) 業として写真又は映画を撮影する行為
- (5) 興行
- (6) 集会、展示会、音楽会その他これらに類する催しにより、広場の全部又は一部を独占して使用する行為
- (7) 地下埋設物その他工作物を設けて駅前広場を使用する行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、駅前広場の全部又は一部を占有して使用する行為

2 市長は、前項の許可をする場合において、駅前広場の管理上必要があると認めるときは、当該使用の許可に条件を付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第5条 市長は、前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用の許可を取り消し、使用を停止し、又は使用の許可の条件を変更することができる。

- (1) この条例若しくはこれに基づく規則又は使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 次条の使用料を納付しないとき。
- (4) 管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとき。

（使用料）

第6条 使用者は、別表の左欄に掲げる行為のために駅前広場を使用するときは、同表の右欄に定める額の範囲内で規則で定める使用料を前納しなければならない。

（使用料の減免）

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（原状回復の義務）

第9条 使用者は、使用期間が満了した場合若しくは使用を廃止した場合又は使用の許可の取消しがあった場合には、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復する必要がないと認める場合においては、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第10条 使用者は、駅前広場を損傷したとき、又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。使用の許可の条件に違反したために生ずる損害についても、同様とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、駅前広場において、天災その他本市の責めに帰することのできない理由によって生じた損害に対しては、賠償の責めを負わない。

（使用の休止等）

第11条 市長は、駅前広場の補修その他必要があると認めるときは、駅前広場の全部又は一部の使用を休止し、又は制限することができる。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第13条 第3条又は第4条第1項の規定に違反した者に対しては、5万円以下の過料を科する。

2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

使用区分	使用料
第4条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる行為	使用面積1平方メートルにつき1日 15円
第4条第1項第3号及び第7号に掲げる行為	大和高田市道路占用料条例（昭和31年条例第7号）に規定する占用料の例による。
第4条第1項第8号に掲げる行為	前2項に準じて市長が定める額

備考

- 1 使用料の算出の基礎となる使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。
- 2 使用料の算出の基礎となる使用面積が1平方メートルに満たないときは、当該使用面積を1平方メートルとみなす。
- 3 使用料を算出する場合において、使用期間が1日に満たないとき、又は当該期間に1日に満たない端数があるときは、これを1日として計算する。

条例第47号

大和高田市駅前広場管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市駅前広場管理条例の一部を改正する条例

大和高田市駅前広場管理条例(平成19年条例第15号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

近鉄大和高田駅前広場管理条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 近鉄大和高田駅及び同駅と連絡する交通機関を利用する住民の安全と利便を図るとともに、同駅前の安全で円滑な交通を確保することを目的として、近鉄大和高田駅前広場(以下「駅前広場」という。)を設置する。

第3条第1号中「をすること。」を削り、同条第2号中「こと。」を「行為」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 点字ブロックを塞ぐ行為又は点字ブロックの両端から30センチメートル以内に障害物を設置する行為

第3条第4号及び第5号中「こと。」を「行為」に改め、同条第6号中「をすること。」を削る。

第4条第1項本文を次のように改める。

駅前広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

第4条第1項に次の各号を加える。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業のために使用する行為

(2) 広告物、宣伝ビラ等を配布する行為

(3) 広告物を掲出する行為

(4) 地下埋設物その他工作物を設けて駅前広場を使用する行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、駅前広場の全部又は一部を占用して使用する行為

第4条第2項中「保全その他円滑な交通を確保するために必要な」を「管理上必要があると認めるときは、当該使用の許可に」に改める。

第5条の見出し中「使用の」の次に「許可の」を加え、同条中「当該」の次に「使用の」を加え、「使用許可」を「使用の許可」に改め、同条第1号中「又は許可の」を「若しくはこれに基づく規則又は使用の許可に付した」に改める。

第6条を次のように改める。

(使用料)

第6条 使用者は、別表の左欄に掲げる行為のために駅前広場を使用するときは、同表の右欄に定める額の範囲内で規則で定める使用料を納付しなければならない。

第7条中「公益上その他」を削り、「ときは、」の次に「前条の」を加える。

第9条中「使用許可」を「使用の許可」に改め、同条ただし書中「ことが不適當」を「必要がない」に改める。

第10条第1項中「許可」を「使用の許可」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(過料)

第13条 第3条又は第4条第1項の規定に違反した者に対しては、5万円以下の過料を科する。

2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料を科する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

種別	使用料
第4条第1項第1号に掲げる行為	バス1台当たり1月につき 12,000円
	タクシー1台当たり1月につき 5,000円
第4条第1項第2号に掲げる行為	使用面積1平方メートルにつき1日 15円
第4条第1項第3号及び第4号に掲げる行為	大和高田市道路占用料条例（昭和31年条例第7号）に規定する占用料の例による。
第4条第1項第5号に掲げる行為	前2項に準じて市長が定める額

備考

- 1 使用料の算出の基礎となる使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。
- 2 使用料の算出の基礎となる使用面積が1平方メートルに満たないときは、当該使用面積を1平方メートルとみなす。
- 3 使用料の額が月額で定められている場合において、使用期間が1月に満たないとき、又は1月に満たない端数があるときは、これを1月として計算する。
- 4 使用料の額が日額で定められている場合において、使用期間が1日に満たないとき、又は1日に満たない端数があるときは、これを1日として計算する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

条例第48号

大和高田市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市公園条例の一部を改正する条例

大和高田市公園条例（昭和39年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第5条中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- （6） たき火その他火気を使用すること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障がある行為をすること。

附 則

この条例は、平成29年3月1日から施行する。

条例第49号

大和高田市総合公園施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市総合公園施設条例の一部を改正する条例

大和高田市総合公園施設条例（平成17年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号を削り、同条第3号中「1月5日」を「1月3日」に改め、同号を同条第2号とする。

別表1 テニスコートの使用料の項を次のように改める。

1 テニスコートの使用料

区分	金額
砂入り人工芝コート	1面
	1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき440円

クレイコート	1面	1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき300円
--------	----	----------------------------------

備考 テニスコートの照明設備使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき510円とする。

別表2多目的グラウンドの使用料の項中「当たり」を「（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき」に改める。

別表4屋内プールの使用料の項中「1時間」の次に「（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表1テニスコートの使用料の項を次のように改める改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大和高田市総合公園施設条例別表1テニスコートの使用料の項の規定は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に申請した平成29年4月1日以後のテニスコートの使用に係る使用料について適用し、公布日前に申請した平成29年4月1日以後のテニスコートの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

条例第50号

大和高田市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例

（大和高田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 大和高田市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条の見出し中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条に次の1項を加える。

2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

第1条の次に次の1条を加える。

（法の全部適用）

第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

（1） 給水区域は、大和高田市の区域内とする。

（2） 給水人口は、85,000人とする。

（3） 1日最大給水量は、38,000立方メートルとする。

3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

（1） 排水区域は、大和高田市の区域内とする。

（2） 排水区域面積は、1,606.2ヘクタールとする。

(3) 排水人口は、66,000人とする。

(4) 1日最大処理能力は、35,450立方メートルとする。

第2条第4項を削る。

第3条第1項中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)」を「法」に、「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に、「当該事業の管理者(」を「上下水道事業管理者(法第7条本文の規定による管理者をいう。)」に改める。

第4条から第6条まで並びに第7条第1項及び第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 職員等の旅費に関する条例(昭和27年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第21条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(大和高田市水道事業給水条例の一部改正)

第3条 大和高田市水道事業給水条例(昭和33年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(大和高田市職員定数条例の一部改正)

第4条 大和高田市職員定数条例(昭和38年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、水道企業」を削り、「教育機関」の次に「並びに公営企業」を加える。

第3条第1号中「555人」を「545人」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を削り、同条に次の1号を加える。

(7) 公営企業の職員 50人

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(大和高田市特別会計条例の一部改正)

第6条 大和高田市特別会計条例(昭和50年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3号を削り、第4号を第3号とする。

(大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正)

第7条 大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例(昭和59年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第7条中「市長」を「管理者」に改め、同条第3号中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第9条から第11条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第12条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(大和高田市下水道条例の一部改正)

第8条 大和高田市下水道条例(昭和59年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第18号中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改め、同条第19号中「市長」を「管理者」に改める。

第2条の3第4号及び第5号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第3条第1項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第4条第2号及び第3号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第6条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第7条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第9条第1項及び第10条第1項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第13条ただし書中「規則で」を「管理者が」に改める。

第14条、第15条第1項、第16条、第19条、第20条、第22条第1項、第23条、第24条並びに第26条第1項第2号及び第3号並びに第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第27条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第28条第2号、第29条第1項、第30条第1項及び第3項並びに第31条から第33条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第34条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第35条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第38条中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第40条ただし書及び第41条から第44条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第46条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(大和高田市水洗便所改造助成条例の一部改正)

第9条 大和高田市水洗便所改造助成条例(昭和59年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第4条、第6条及び第7条中「市長」を「管理者」に改める。

第8条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(大和高田市情報公開条例の一部改正)

第10条 大和高田市情報公開条例(平成10年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(大和高田市個人情報保護条例の一部改正)

第11条 大和高田市個人情報保護条例(平成13年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(大和高田市行政組織条例の一部改正)

第12条 大和高田市行政組織条例(平成19年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第7号を削り、同項第8号を第7号とする。

第3条中「上下水道部

(1) 下水道に関すること。」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

条例第51号

大和高田市学校給食費徴収条例をここに公布する。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市学校給食費徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による学校給食及びこれに準じて実施する幼稚園給食(以下「学校給食等」という。)に係る給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 給食費 学校給食等に要する経費のうち、法第11条第1項に規定する経費その他の市が負担する経費以外の経費をいう。

(2) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者及びこれに準じる者として規則で定める者をいう。

(学校給食等の実施)

第3条 市は、次に掲げる施設に在籍する児童、生徒又は園児を対象に学校給食等を実施する。

(1) 大和高田市立小学校設置条例(昭和39年条例第50号)に規定する小学校

(2) 大和高田市立中学校設置条例(昭和39年条例第51号)に規定する中学校

(3) 大和高田市立幼稚園設置条例(昭和28年条例第22号)に規定する幼稚園

(給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食等を受ける児童、生徒又は園児の保護者から給食費を徴収する。

2 前項の給食費の額は、規則で定める。

(給食費の納付)

第5条 学校給食等を受ける児童、生徒又は園児の保護者は、規則で定める日までに給食費を納付しなければならない。

(給食費の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号の規定は、平成29年6月1日から施行する。

規 則

規則第30号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(大和高田市文書規則の一部改正)

第1条 大和高田市文書規則(平成11年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別表第1の17の項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(市長が保有する公文書の開示に関する規則の一部改正)

第2条 市長が保有する公文書の開示に関する規則(平成11年規則第50号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「異議申立事案」を「審査請求事案」に改める。

第10条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第11条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第12条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第13条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第12号中「異議申立事案」を「審査請求事案」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改める。

(市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第3条 市長が保有する個人情報の保護に関する規則(平成13年規則第33号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「異議申立事案」を「審査請求事案」に改める。

第24条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第25条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第26条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第27条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第34号中「異議申立事案」を「審査請求事案」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第12条の6の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求期間」に改める。

(大和高田市福祉医療費資金貸付基金条例施行規則の一部改正)

第5条 大和高田市福祉医療費資金貸付基金条例施行規則(平成20年規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(大和高田市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則の一部改正)

第6条 大和高田市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則(平成20年規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「60日」を「3月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てする」を「審査請求をする」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(大和高田市国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する規則の一部改正)

第7条 大和高田市国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する規則(平成21年規則第19号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第4号及び様式第6号中「60日」を「3月」に改める。

(大和高田市墓地等の経営の許可等に関する規則の一部改正)

第8条 大和高田市墓地等の経営の許可等に関する規則(平成14年規則第27号)の一部を次のように改正する。

様式第11号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「60日以内」を「3月以内」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第9条 生活保護法施行細則(平成23年規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第24号から様式第26号まで及び様式第42号中「60日」を「3月」に改め、「審査請求をした日」の次に「(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日)」を、「50日」の次に「(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)」を加える。

様式第43号及び様式第44号中「60日」を「3月」に改める。

様式第51号中「60日」を「3月」に改め、「審査請求をした日」の次に「(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命

じられた場合にあつては、当該不備を補正した日)」を、「50日」の次に「(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)」を加える。

る。

(大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則の一部改正)

第10条 大和高田市基本時間外保育及び一時預かり事業の実施に関する規則(平成17年規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所措置費用の徴収に関する規則の一部改正)

第11条 児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所措置費用の徴収に関する規則(昭和63年規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「60日」を「3月」に改める。

(大和高田市児童手当事務処理規則の一部改正)

第12条 大和高田市児童手当事務処理規則(平成24年規則第22号)の一部を次のように改正する。

「なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。」を

「この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」に改める。

様式第17号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部改正)

第13条 大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則(平成8年規則第48号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「 年 月 日付けで申請のあった医療費受給資格証交付申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。」を

「 年 月 日付けで申請のあった医療費受給資格証交付申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます。」に改める。

様式第7号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第14条 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(平成8年規則第50号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「 年 月 日付けで申請のあった医療費受給資格証交付申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。」を

「 年 月 日付けで申請のあった医療費受給資格証交付申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます。」に改める。

様式第7号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部改正)

第15条 老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則(昭和55年規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(大和高田市生きがい活動支援通所事業実施規則の一部改正)

第16条 大和高田市生きがい活動支援通所事業実施規則(平成12年規則第16号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(大和高田市生活管理指導員派遣事業実施規則の一部改正)

第17条 大和高田市生活管理指導員派遣事業実施規則(平成12年規則第17号)の一部を次のように改正する。

様式第5号及び様式第10号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(大和高田市生活管理指導短期宿泊事業実施規則の一部改正)

第18条 大和高田市生活管理指導短期宿泊事業実施規則(平成12年規則第18号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(大和高田市在宅高齢者日常生活用具給付事業実施規則の一部改正)

第19条 大和高田市在宅高齢者日常生活用具給付事業実施規則(平成12年規則第19号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「60日」を「3月」に、「異議申立てする」を「審査請求をする」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(大和高田市介護用品支給事業実施規則の一部改正)

第20条 大和高田市介護用品支給事業実施規則(平成12年規則第24号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(大和高田市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施規則の一部改正)

第21条 大和高田市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施規則(平成12年規則第23号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対

する裁決」に改める。

(大和高田市緊急通報体制整備事業実施規則の一部改正)

第22条 大和高田市緊急通報体制整備事業実施規則(平成14年規則第63号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「60日」を「3月」に、「異議申立てする」を「審査請求をする」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(大和高田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第23条 大和高田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年規則第40号の4)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号、様式第6号、様式第8号から様式第10号まで、様式第13号、様式第15号及び様式第16号、様式第18号並びに様式第22号中「60日」を「3月」に改める。

様式第24号中

「1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、奈良県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。))でなければ提起することができないこととされています。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」を

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。))。

2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。))提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます。」に改める。

様式第28号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」及び「異議申し立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「6ヶ月」を「6月」に改める。

(大和高田市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第24条 大和高田市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年規則第18号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60

日以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」を

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます(なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。またこの決定の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます。」に改める。
(身体障害者福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部改正)

第25条 身体障害者福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則(昭和63年規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「60日」を「3月」に改める。
(特別障害者手当等事務取扱規則の一部改正)

第26条 特別障害者手当等事務取扱規則(昭和61年規則第21号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「当該支払月の 日(曜日、祝日等の場合は、その翌日)」を「当該支払月の10日(日曜日、土曜日、祝日等の場合は、その直前の日曜日等でない日)」に、「30日」を「9月10日まで」に、「60日」を「3月」に、

「上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日の翌日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」を

「この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、

処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

様式第5号中「60日」を「3月」に、

「上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日の翌日から3月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」を

「この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

様式第6号及び様式第7号中「60日」を「3月」に、

「上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日の翌日から3月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」を

「この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」に、

「30日」を「9月10日まで」に改める。

様式第9号中「60日」を「3月」に、

「上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日の翌日から3月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」を

「この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

（大和高田市難病患者等日常生活用具給付事業実施規則の一部改正）

第27条 大和高田市難病患者等日常生活用具給付事業実施規則（平成16年規則第23号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「60日」を「3月」に改める。

（知的障害者福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部改正）

第28条 知的障害者福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則（昭和63年規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「60日」を「3月」に、「6月以内0」を「6月以内」に改める。

（大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正）

第29条 大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則（平成8年規則第49号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（大和高田市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部改正）

第30条 大和高田市精神障害者医療費助成条例施行規則（平成27年規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第6号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

（大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部改正）

第31条 大和高田市国民健康保険条例施行規則（平成12年規則第73号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第9号中「60日」を「3月」に改める。

（大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の一部改正）

第32条 大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則（平成11年規則第49号）の一部を次のように改正する。

様式第14号、様式第21号及び様式第22号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

（大和高田市ポイ捨ての防止等に関する条例施行規則の一部改正）

第33条 大和高田市ポイ捨ての防止等に関する条例施行規則（平成17年規則第38号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（大和高田市県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正）

第34条 大和高田市県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(平成18年規則第46号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、大和高田市長に対して異議申立てすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 上記1の異議申立てに対する決定を経た場合に限り、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 異議申立てがあった日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい被害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。」を

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)」に改める。

(大和高田市営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正)

第35条 大和高田市営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(平成18年規則第47号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、大和高田市長に対して異議申立てすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 上記1の異議申立てに対する決定を経た場合に限り、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 異議申立てがあった日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい被害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。」を

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告示第128号

大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年11月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱(平成6年告示第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「その他市長が必要と認める」を「その他の」に改め、同項第2号中「若しくは」を「又は」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 共同駐車場の運営、共同施設の小修理その他市長が商工業振興に必要と認める事業

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の事業は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、道路法(昭和27年法律第180号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他関係法令に抵触しないものでなければならない。

第4条中「次に掲げるとおり」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同条第1号の表以外の部分を次のように改める。

(1) 前条第1項第1号に該当する事業 次の表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる割合を乗じて得た額とし、2,000万円を限度とする。

第4条第1号の表中「補助対象事業費」を「事業に要する経費」に改め、「ただし、2,000万円を限度とする。」を削り、同条第2号中「地域産品展示会、共同駐車場の運営、共同施設の小修理その他商工業振興に必要と認められる場合」を「前条第1項第2号及び第3号に該当する事業」に改め、「以内」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の事業に要する経費は、当該事業に対して国、県、この告示によらない他の補助金等の交付を受ける場合にあつては、当該交付を受ける他の補助金等の額を差し引いた額とする。

第5条中「前年」を「前年度」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、市長が特にその必要がないと認めたときは、省略することができる。

第5条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 設計図(第3条第1項第2号及び第3号に掲げる事業に係るものを除く。)

第6条の見出し中「補助事業の認定」を「補助金の交付」に改め、同条中「補助事業認定申請書」を「補助金交付申請書」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第7条の見出し中「補助事業の認定」を「補助金の交付決定」に改め、同条中「補助事業認定申請書」を「補助金交付申請書」に、「補助金交付認定書」を「補助金交付決定通知書」に、「認定通知」を「決定通知」に改める。

第8条中「認定」を「決定」に改める。

第9条第1号中「第2号」の次に「及び第3号」を加える。

第10条中「共同施設の場合は検査を実施し、運営費の場合は諸帳簿等」を「当該請求に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

事業計画書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者名 印

補助事業を下記のとおり計画していますので、大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助事業の計画を提出します。

記

- 1 事業計画の概要(目的等)
- 2 施設の名称
- 3 施設の概要
- 4 施設設置後の管理運営の方法
- 5 収支計画書(別添)
- 6 見積書(別添)
- 7 設計図(別添。第3条第1項第2号及び第3号に掲げる事業に係るものを除く。)
- 8 その他市長が必要と認める書類
 ()
 ()
 ()

様式第2号(第6条関係)

補助金交付申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者名 印

大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の概要
- 2 交 付 申 請 額
- 3 事業着手年月日
- 4 事業完了予定日
- 5 関 係 書 類
 - (1) 補助事業実施計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 申請団体の構成員名簿
 - (4) 規約の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
 ()
 ()
 ()

様式第3号(第7条関係)

補助金交付決定通知書

大和高田市指令()第 号

様

年 月 日

大和高田市市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請について、補助金の交付を決定したので、大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

1 補助金交付決定額

2 交付の条件等

附 則

この告示は、平成28年12月1日から施行する。

告示第130号

平成28年度介護保険料納入通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用）の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年12月5日

大和高田市市長 吉田 誠 克

1. この納入通知書の発送年月日

平成28年7月8日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 平成28年8月1日 平成28年8月31日 平成28年9月30日

変更後 平成29年2月2日 平成29年2月2日 平成29年2月2日

変更前 平成28年10月31日 平成28年11月30日 平成28年12月26日

変更後 平成29年2月2日 平成29年2月2日 平成29年2月2日

3. 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第131号

平成28年度介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用）の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年12月5日

大和高田市市長 吉田 誠 克

1. この通知書の発送年月日

平成28年7月8日

2. 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第132号

平成28年度国民健康保険税第1期及び第2期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年12月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

第1期 平成28年8月25日

第2期 平成28年9月26日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第133号

平成28年度国民健康保険税第3期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年12月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成28年10月25日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第134号

差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年12月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日
平成28年11月15日

2 送達を受けるべき者
市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第135号

平成28年12月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成28年12月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成28年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)
- 2 平成28年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 3 平成28年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第1号)
- 4 平成28年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 5 平成28年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 6 平成28年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 7 平成28年度大和高田市水道事業会計補正予算(第1号)
- 8 平成28年度大和高田市病院事業会計補正予算(第1号)

平成28年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)

平成28年度大和高田市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ488,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,309,157千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 国庫支出金		4,222,476	333,304	4,555,780
	1. 国庫負担金	3,719,209	63,000	3,782,209
	2. 国庫補助金	456,683	251,043	707,726
	3. 国庫委託金	46,584	19,261	65,845
14. 県支出金		1,479,318	31,500	1,510,818
	1. 県負担金	1,064,730	31,500	1,096,230
16. 寄附金		511	139	650
	1. 寄附金	511	139	650
18. 繰越金		59,355	106,379	165,734
	1. 繰越金	59,355	106,379	165,734
19. 諸収入		241,754	13,778	255,532
	4. 雑入	226,551	13,778	240,329
20. 市債		1,904,100	3,500	1,907,600
	1. 市債	1,904,100	3,500	1,907,600
補正されなかった科目に係る額		15,913,043	0	15,913,043
歳入合計		23,820,557	488,600	24,309,157

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	
1. 議会費		250,195	△2,579	247,616	
	1. 議会費	250,195	△2,579	247,616	
2. 総務費		2,204,251	△31,899	2,172,352	
	1. 総務管理費	1,691,063	△45,222	1,645,841	
	2. 徴税費	299,811	3,005	302,816	
	3. 戸籍住民基本台帳費	122,808	10,336	133,144	
	4. 選挙費	52,764	△1,624	51,140	
	5. 統計調査費	11,391	△29	11,362	
	6. 監査委員費	26,414	1,635	28,049	
	3. 民生費		10,403,860	409,309	10,813,169
1. 社会福祉費		4,827,783	406,475	5,234,258	
2. 児童福祉費		2,946,842	5,243	2,952,085	
3. 生活保護費		2,628,931	△2,409	2,626,522	
4. 衛生費		2,750,771	20,916	2,771,687	
	1. 保健衛生費		939,846	5,918	945,764
	2. 清掃費		1,810,925	14,998	1,825,923
6. 農林水産業費		122,245	2,952	125,197	
	1. 農業費		122,245	2,952	125,197
7. 商工費		102,028	1,506	103,534	
	1. 商工費		102,028	1,506	103,534
8. 土木費		1,602,108	46,259	1,648,367	
	1. 土木管理費		115,877	4,494	120,371
	2. 道路橋りょう費		221,531	856	222,387
	3. 河川費		54,899	13,000	67,899
	4. 都市計画費		1,064,044	8,256	1,072,300
	5. 住宅費		145,757	19,653	165,410

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市営斎場火葬業務等	平成30年3月末まで	9,400千円と消費税等に相当する額
市営斎場受付業務	平成30年3月末まで	1日当たり11,000円と消費税等に相当する額に業務に要した日数を乗じて得た額
外国人講師派遣業務	平成31年3月末まで	26,556
文化会館の自主事業に係る経費	平成29年6月末まで	4,200

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川応急対策事業	千円 4,900	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	千円 8,400	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。

平成28年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成28年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160,424千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,937,628千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		2,641,778	16,250	2,658,028
	1. 国庫負担金	1,621,400	16,250	1,637,650
6. 県支出金		500,449	16,250	516,699
	1. 県負担金	67,586	16,250	83,836
7. 共同事業交付金		2,021,127	133,500	2,154,627
	1. 共同事業交付金	2,021,127	133,500	2,154,627
9. 繰入金		643,424	△5,576	637,848
	1. 一般会計繰入金	643,423	△5,576	637,847
補正されなかった科目に係る額		3,970,426	0	3,970,426
歳入合計		9,777,204	160,424	9,937,628

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		113,690	△5,576	108,114
	1. 総務管理費	94,450	△5,576	88,874
6. 共同事業拠出金		2,021,132	166,000	2,187,132
	1. 共同事業拠出金	2,021,132	166,000	2,187,132
補正されなかった科目に係る額		7,642,382	0	7,642,382
歳出合計		9,777,204	160,424	9,937,628

平成28年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第1号)

平成28年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ327千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133,827千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入		114,128	327	114,455
	1. 外来収入	110,128	327	110,455
補正されなかった科目に係る額		19,372	0	19,372
歳入合計		133,500	327	133,827

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		63,153	327	63,480
	1. 施設管理費	62,914	327	63,241
補正されなかった科目に係る額		70,347	0	70,347
歳出合計		133,500	327	133,827

平成28年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,538,407千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		661,544	△93	661,451
	1. 一般会計繰入金	661,544	△93	661,451
補正されなかった科目に係る額		1,876,956	0	1,876,956
歳入合計		2,538,500	△93	2,538,407

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		1,374,459	△93	1,374,366
	1. 下水道事業費	1,374,459	△93	1,374,366
補正されなかった科目に係る額		1,164,041	0	1,164,041
歳出合計		2,538,500	△93	2,538,407

平成28年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成28年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,967千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,948,384千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,353,532	656	1,354,188
	2. 国庫補助金	358,717	656	359,373
7. 繰入金		866,801	1,311	868,112
	1. 一般会計繰入金	846,337	1,311	847,648
補正されなかった科目に係る額		3,726,084	0	3,726,084
歳入合計		5,946,417	1,967	5,948,384

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		116,001	3,095	119,096
	1. 総務管理費	66,678	3,095	69,773
3. 地域支援事業費		146,988	△1,128	145,860
	2. 包括的支援事業・任意事業費	118,253	△1,128	117,125
補正されなかった科目に係る額		5,683,428	0	5,683,428
歳出合計		5,946,417	1,967	5,948,384

平成28年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成28年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,517千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ721,646千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		233,554	△2,517	231,037
	1. 一般会計繰入金	233,554	△2,517	231,037
補正されなかった科目に係る額		490,609	0	490,609
歳入合計		724,163	△2,517	721,646

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		35,929	△2,517	33,412
	1. 総務管理費	34,447	△2,517	31,930
補正されなかった科目に係る額		688,234	0	688,234
歳出合計		724,163	△2,517	721,646

議第 77 号

平成28年度大和高田市水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成28年度大和高田市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度大和高田市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業費用	1,692,852千円	△19,204千円	1,673,648千円
第1項 営業費用	1,630,133千円	△19,204千円	1,610,929千円

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「436,273千円」を「432,224千円」に、「建設改良積立金129,109千円」を「建設改良積立金110,000千円及び、経営安定化積立金15,060千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	925,352千円	△4,049千円	921,303千円
第1項 建設改良費	732,963千円	△4,049千円	728,914千円

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	167,854千円	△23,253千円	144,601千円

議第78号

平成28年度大和高田市病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成28年度大和高田市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度大和高田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	病院事業収益	7,527,526千円	9,609千円	7,537,135千円
第1項	医業収益	7,152,741千円	9,609千円	7,162,350千円
支 出				
第1款	病院事業費用	7,472,261千円	29,209千円	7,501,470千円
第1項	医業費用	7,190,676千円	28,564千円	7,219,240千円
第2項	医業外費用	246,583千円	645千円	247,228千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1.	職員給与費	4,244,146千円	29,209千円	4,273,355千円

告示第139号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができる。

平成28年12月12日

大和高田市長 吉田誠克

記

1. 職権消除日

平成28年12月12日

2. 職権消除される者

市役所前の掲示場に掲示済み

告示第140号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができる。

平成28年12月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日

平成28年12月12日

2. 職権消除される者

市役所前の掲示場に掲示済み

告示141号

差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年12月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成28年12月9日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示142号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成28年12月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日を経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成29年4月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成28年9月1日から平成28年9月30日までの間

告示第143号

平成28年度市民税・県民税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の

規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年12月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 納税通知書の発送年月日

平成28年11月22日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 平成28年12月26日

変更後 平成29年1月25日

3. 送達を受けるべき者

別紙平成28年度公示送達者名簿のとおり

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公 告

公告第141号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年12月6日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 件 名	平成28年度大和高田市公共施設（高圧）電力需給 ----- 以下8案件 ① 大和高田市役所 ② 大和高田市立小学校（8校）、大和高田市立中学校（3校） ③ 大和高田市立高田商業高等学校 ④ 大和高田市立総合体育館（大和高田市立武道館を含む。）、奈良県大和高田第二健民運動場 ⑤ 大和高田市保健センター ⑥ 大和高田市中央公民館 ⑦ 大和高田市文化会館 ⑧ 大和高田市営斎場
2 需給期間	平成29年3月1日から平成30年2月28日まで
3 需給場所	大和高田市役所、大和高田市立小学校（8校）、大和高田市立中学校（3校）、大和高田市立高田商業高等学校、大和高田市立総合体育館、奈良県大和高田第二健民運動場、大和高田市保健センター、大和高田市中央公民館、大和高田市文化会館、大和高田市営斎場
4 需給内容	各仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更

	<p>生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをされなかったものとみなす。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (1)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 調達物件を所定の場所に納品することができる者であること。事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1） ② 安定供給確約書（様式2） ③ 電力供給実績一覧表（様式3）及びこれを証する書面（契約書等）の写し ④ 暴力団排除に関する誓約書（様式4） ⑤ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証する書類の写し ⑥ 履歴事項全部証明書（発行後3月以内のもの） ⑦ 印鑑証明書（発行後3月以内のもの） <p>上記①、②は入札案件ごとに作成し、その他は写しを可とするが、⑤を除く③、④、⑥及び⑦については、参加する入札案件の最も若い番号の申請書類に必ず原本を添付すること。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年12月7日（水）から平成28年12月22日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所別棟1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の受領後速やかに行うものとし、その結果は、随時、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 随時。原則、申請書の受付日から2日以内（平成28年12月27日（火）まで）に発送します。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>

	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期限 平成28年12月27日(火)午後5時15分 (2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成29年1月5日(木)午後5時15分 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成29年1月11日(水)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含む見積金額を記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年1月12日(木)午前11時 (2) 場所 大和高田市役所別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
15 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。

(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第142号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年12月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 件名	平成28年度防音型高压洗浄機の購入
2 納入期限	平成28年3月17日
3 入札物件	仕様書のとおり
4 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当しないものであること。</p> <p>(5) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録(登録品目不問)している者であること。</p>
5 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び下記必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、4(4)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、必ず持参とします。(郵送不可)</p> <p>(4) 受付期間 平成28年12月12日(月)から平成28年12月22日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
6 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の受領後速やかに行うものとし、その結果は、随時、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 随時。原則、申請書の受付日から2日以内(平成28年12月27日(火)まで)に発送します。</p>

	<p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
7 質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質問書の様式は、任意とします。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年12月27日(火)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市環境建設部契約監理室 FAX(0745)49-0053</p> <p>(3) 回答期限 回答は、平成29年1月6日(金)までとし、原則、質問者に対してのみ行います。</p>
8 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年1月11日(水)。なお、入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
9 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
10 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
11 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年1月12日(木)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
12 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
13 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。</p> <p>開札の結果、各参加者の入札の全てが予定価格の制限の範囲内での価格での入札とならなかったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行します。この場合における見積書の徴取については、</p>

	2人以上の者(2人以上の者を確保するため、本市の登録事業者でない者を含めることがあります。)から行い、予定価格の制限の範囲内で最廉価格を提示した者を契約締結義務者とします。
14 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。
<p>公告第143号</p> <p>次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。</p> <p>平成28年12月16日</p> <p style="text-align: right;">大和高田市長 吉田 誠 克</p>	
1 件名	学校給食栄養管理システムリースに係る納入業者及び保守業者決定
2 納入期限	平成29年3月15日(水)
3 内容等	仕様書のとおり
4 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。))をしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをされなかったものとみなす。</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 調達物件を所定の場所に納品することができる者であること。事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。</p>
5 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書 ② 学校給食栄養管理システム導入実績一覧表及びこれを証する書面(契約書等)の写し ③ 暴力団排除に関する誓約書 ④ 履歴事項全部証明書(発行後3月以内のもの) ⑤ 印鑑証明書(発行後3月以内のもの) <p>※ 上記④及び⑤については、原本を提出してください。ただし、平成28年度大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録され</p>

	<p>ている者は、提出する必要がありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年12月16日(金)から平成28年12月27日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 ※ 郵送の場合、平成28年12月26日必着を期限とし、それ以降に到着したものは無効とします。</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所別棟1階環境建設部契約監理室</p>
6 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の受領後速やかに行うものとし、その結果は、随時、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 随時。原則、申請書の受付日から2日以内(平成28年12月28日(水)まで)に発送します。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
7 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成29年1月11日(水)午後5時15分</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年1月13日(金)午後5時15分 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
8 仕様適合の確認	<p>競争入札参加資格確認通知書の送付を受けた者は、次の期限までに、納入するシステムにおける仕様適合の確認を受けなければなりません。</p> <p>(1) 使用適合の確認期限 平成29年1月18日(水) 仕様適合の確認においては、事前に担当課と日時の調整を行うこと。</p> <p>(2) 確認場所 大和高田市教育委員会事務局教育総務課内 奈良県大和高田市大字大中100番地1 TEL(0745)22-1101(代表)</p> <p>(3) 持参物 競争入札参加資格確認通知書の送付を受けた者によるシステムのデモンストレーションを通して仕様適合の確認を行いますので、必要機器等は適宜持参してください。併せて、仕様適合確認申請書を持参してください。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年1月23日(月)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先</p>

	<p>〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年1月24日(火) 午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。なお、本入札はリース業者を決定する前の納入及び保守業者並びに納入及び保守価格を決定するもので、本入札に係るシステム一式の代金は、リース業者による一括前払いとする。なお、リース業者の選定は、落札者の決定後、速やかに実施します。
15 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第144号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年12月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	奥田箱ダブ整備工事
2 工事場所	大和高田市奥田地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年2月28日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり

5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がD級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年12月21日(水)から平成28年12月28日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年1月4日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>

8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年12月21日(水)から平成29年1月5日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月28日から1月3日まで)を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成29年1月10日(火)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年1月11日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年1月12日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年1月13日(金)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請</p>

	<p>を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>2,840,000円(消費税等抜き)</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第145号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年12月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	<p>松塚地内道肩改良工事</p>
2 工事場所	<p>大和高田市松塚地内</p>
3 工事期間	<p>契約締結日から平成29年2月28日(火)まで</p>
4 工事内容	<p>入札説明書(仕様書)のとおり</p>
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p>

	<p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年12月21日(水)から平成28年12月28日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年1月4日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年12月21日(水)から平成29年1月5日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月28日から1月3日まで)を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成29年1月10日(火)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年1月11日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限</p>

	<p>平成29年1月12日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年1月13日(金) 午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
1.4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限基準比較価格	1,730,000円(消費税等抜き)
1.8 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第146号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年12月20日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	有井下池漏水防止盛土工事
2 工事場所	大和高田市有井地内

3 工事期間	契約締結日から平成29年2月28日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年12月21日(水)から平成28年12月28日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年1月4日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>

	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年12月21日(水)から平成29年1月5日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月28日から1月3日まで)を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成29年1月10日(火)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年1月11日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年1月12日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年1月13日(金)午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無	無効の入札については、次のとおりとします。

効	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	1,340,000円(消費税等抜き)
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第147号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します

平成28年12月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市営住宅市場団地住宅除却工事
2 工事場所	大和高田市市場地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年2月28日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事又は建築一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は

	<p>入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年12月21日(水)から平成28年12月28日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年1月4日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年12月21日(水)から平成29年1月5日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月28日から1月3日まで)を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成29年1月10日(火)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年1月11日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>

10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年1月12日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年1月13日(金) 午前9時50分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>1,590,000円(消費税等抜き)</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第148号

大和高田市職員採用規程(平成21年訓令第6号)第6条の規定に基づき、平成28年度大和高田市職員採用試験の実施を次のとおり公告する。

平成28年12月26日

大和高田市長 吉田誠克

1. 職種及び試験区分、採用予定人員、受験資格など

職種及び試験区分	採用予定人員	受 験 資 格
一般事務職 身体障がい者対象 ※1	2人	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業した人又は平成29年3月卒業見込みの人
建築技術職	1人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の建築専門課程を卒業した人又は平成29年3月卒業見込みの人
土木技術職	5人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の土木専門課程（農業土木を含む）を卒業した人又は平成29年3月卒業見込みの人
電気技術職	2人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の電気専門課程を卒業した人又は平成29年3月卒業見込みの人
主任介護支援専門員	1人	昭和47年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士または看護師の資格を有し、かつ主任介護支援専門員資格を有する人又は平成29年3月末日までに取得見込みの人
保育士 幼稚園教諭 ※2	1人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する人又は平成29年3月末日までに両方取得見込みの人

「短期大学」には、高等専門学校及び学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上であり、かつ1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験、その他の方法により認められることを、卒業の要件とするものを含みます。

※1 「一般事務職 身体障がい者対象」の受験資格については、上記の受験資格を有するとともに、次の全ての要件を満たす人となります。

- ①身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人
- ②自力で通勤でき、介護者なしに職務の遂行が可能な人
- ③通常の勤務時間（原則として週38時間45分、1日7時間45分）に対応できる人
- ④活字印刷文による出題及び口述による面接試験に対応できる人

※2 保育士・幼稚園教諭は、採用後、市立の保育所、幼稚園及び認定こども園のいずれかに配属する予定です。

◎全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 大和高田市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職などが制限されている者

2. 試験の日時・場所・試験の種類及び合格発表

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
日 時	平成29年1月29日（日） 午前9時から	平成29年2月中旬予定
場 所	大和高田市役所	大和高田市役所
試験の 対象と	・全職種 ①一般教養試験 ②職場適応性検査	・全職種 ①小論文 ②個別面接

種 類	・建築技術職、土木技術職、電気技術職、主任介護支援専門員、保育士・幼稚園教諭 ③専門試験	・保育士・幼稚園教諭 ③実技試験
合格発表	平成29年2月上旬予定 (合否にかかわらず本人に通知します。)	平成29年2月末ごろ (合否にかかわらず本人に通知します。)

- ※ 合否については、大和高田市のホームページでも確認できます。
- ※ 試験の内容に関する問合せについては、一切お答えできません。
- ※ 試験会場は、大和高田市役所 大和高田市大中100番地1 TEL 0745-22-1101 です。

3. 受験手続

1 申込書の交付

職員採用試験申込書は、大和高田市役所人事課（市役所3階）で交付します。（市ホームページからダウンロードできます。）

2 受付期間及び受付場所

受付期間：平成29年1月5日（木）から平成29年1月12日（木）まで。（土、日及び祝日は除く。）

午前9時から午後5時まで。（郵送の場合、1月12日（木）当日消印有効）

受付場所：大和高田市役所3階人事課内大和高田市職員採用試験委員会

※持参の場合は、代理可

郵送の場合は、下記の宛先まで必ず「簡易書留」で送付してください。

送付先：〒635-8511

大和高田市大中100番地1

大和高田市役所人事課内大和高田市職員採用試験委員会

4. 提出書類（①から③は全職種とも必要となります。）

①職員採用試験申込書

②写真2枚（3月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm×横3cm）で、1枚は申込書に貼付し、もう1枚は受験票用に持参又は同封）

③返信用封筒（長形3号：23.5cm×12.0cm）に82円切手を貼付し、住所宛名を書いたもの

※第1次試験合格者には、大和高田市職員採用試験委員会が指定する期日までに、下記の書類の提出を求めます。

①最終学校卒業（見込）証明書

②資格証明書・免許証の写し又は取得見込証明書（写し不可）

※主任介護支援専門員、保育士・幼稚園教諭の受験者は必要となります。

③身体障害者手帳の写し

※一般事務職（身体障がい者対象）の受験者は必要となります。

5. 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求ができます。電話などによる開示請求はできませんので、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、直接市役所3階人事課まで来てください。

区分試験	請求できる人	開示内容	開示期間および開示場所
第1次試験	不 合 格 者	総合得点	合格通知の日から起算して2週間
第2次試験	(本人に限る。)	総合順位	大和高田市役所人事課

※ 開示時間は、土、日及び祝日を除く午前9時から午後5時までです。

6. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。
 - ①採用予定者 平成29年4月1日付けで採用します。
 - ②採用候補者 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に欠員などが生じ、補充することが必要であるときに限り採用します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までです。
- (3) 最終合格者のうち、卒業見込みの人が平成29年3月末日までに卒業できなかった場合及び免許又は資格取得見込みの人が、所定の時期までにこれを取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿(採用予定者、採用候補者)から抹消します。
- (4) 本市では、採用試験(合格者決定)を適正に行うため、民間有識者で構成される「大和高田市職員採用試験検討・監理委員会」を設置しています。

7. 給与について

- ・平成28年4月1日現在の初任給月額は、大卒176,700円、短大卒157,300円、高校卒144,600円で、他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などがそれぞれの条件に応じて支給されます。
- ・一般事務職(身体障がい者対象)の初任給は、高校卒となります。
- ・ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。
- ・なお、初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
- ・全ての職種の給料は、行政職給料表を適用します。

8. その他

- ・申込書の記載事項及び提出書類に不備がある場合は、返却することがありますが、このために生じた申込の遅延などの責任は負いません。受験手続には十分注意してください。
- ・受験資格がないこと及び申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- ・この試験に関する提出書類は、一切返却しません。なお、提出書類などにより取得した個人情報については、今回の職員採用試験の実施のためのみに用い、それ以外の目的には使用しません。また、大和高田市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。

試験についての問合せ先

〒635-8511 大和高田市大中100番地1
大和高田市役所企画政策部人事課内
「大和高田市職員採用試験委員会」

TEL 0745-22-1101 内線212・213

市ホームページ(<http://www.city.yamatotakada.nara.jp>)でも、採用情報を掲載しています。

教育委員会

教育委員会告示第19号の2

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
平成28年9月29日

大和高田市教育委員会
教育長 早川 博

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年教育委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,800円」を「6,000円」に、「740円」を「770円」に改める。

附 則

この告示は平成28年10月1日から施行する。

教育委員会告示第21号

大和高田市教育委員会12月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成28年12月16日

大和高田市教育委員会

教育長 早川 博

記

日 時 平成28年12月20日(火)午後1時

場 所 市役所4階委員会室

議 案 第1号 第40回大和高田市民マラソン大会実施要項(案)について

第2号 後援願いについて

第3号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第40号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年12月19日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

1. 日 時 平成28年12月25日(日)午前9時

2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所3階東会議室

3. 議 案 第1号 大和高田市選挙管理委員会委員の補欠について

第2号 その他

選挙管理委員会告示第41号

平成28年12月25日大和高田市選挙管理委員会委員吉元芳和の退職に伴い、地方自治法第182条第3項の規定により、次の者を選挙管理委員会委員に補欠した。

平成28年12月26日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

1. 補欠した委員 住 所 市役所前の掲示場に掲示済み

氏 名 佐々木 央子

2. 補欠した年月日 平成28年12月26日

農業委員会

農業委員会告示第12号

大和高田市農業委員会1月定例委員会を次のとおり招集する。

平成28年12月22日

大和高田市農業委員会

会長 松田 榮 義

記

日 時	平成29年1月10日(火) 午後3時
場 所	市役所3階東会議室
議 案	第1号 農地法第3条第1項について申請の件
	第2号 農地法第5条規定による申請の件
	第3号 農地法第5条規定による申請の件
	第4号 農地法第18条第6項規定による通知の件
	第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画 について
	第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用配分計 画について
	第7号 その他